

## 大通公園を望む窓辺から

### さだまさしと大谷選手

常任理事 水谷 匡宏

4月5日の日ハム対ソフトバンクとの開幕戦を観戦する機会に恵まれた。札幌ドームでの公式戦は5ヵ月ぶりとのことで、熱心な野球ファンが大勢押しかけていた。試合前のオープニングセレモニーでは予告通りにさだまさしが登場し、北の国からのテーマソングを披露してくれた。歌の素晴らしさはもちろんであるが、それ以上に彼のトークはユーモアと人情味にあふれていた。いつも彼の言葉には深い感銘を受けるが、今回も栗山監督との親密な交友関係について、ノーギャラで出演を引き受けましたなどと粋な言葉で披露してくれた。このエピソードを聞くだけで、友人との約束を誠実に実行する彼の人柄の良さを改めて思い知った。彼は長崎県出身のフォーク歌手で私と同年齢でもあり、デビュー当時のファンである。特に精霊流しの切ない歌詞(彼流には歌詩)にはジーンとくるものがあった。人気は低迷することなく持続しており、最近ではライブ活動を中心にさらにファンが増えているようだ。彼には観衆を魅了する何かを持っており、その多くは卓越した話術(MC)ではないだろうか。例えば観衆の前で人生は明るく、仕事は暗くなるとのは若者には似合わないよ、どちらも明るく行きましょと語りかけたりするところではないだろうか。一方の大谷選手は、二刀流と言われるほどの才能豊かなゴールドenルーキーである。この日も昨年沢村賞に輝いたエース撰津投手から二塁打を見事に放った。これで打撃のセンスだけではなく、配球を読む勘も超一流であることを証明してくれた。さらに一番感心したのは、試合後のインタビューの応対の良さである。若者らしくはつらつとした態度に大いに好感がもたれ、球界のスタープレーヤーとして大ブレイクする予感を漂わしていた。二人は親子以上の歳の差はあるが、親しみやすさと誠実な態度によってファンを虜にし、人気を博している。試合は日ハムの完敗に終わったが、私にとってはさだまさしと大谷選手二人のさわやかな姿を直に見れたことで、大変満足のいく開幕日であった。



### 医師法21条

理事 松家 治道

過日の新聞で、厚労省が医療版事故調案を医療法改正案に盛り込み、今秋にも国会に提出を目指す由の報道がなされました。

この事故調は、1999年の都立広尾病院医療過誤に対する最高裁判決(2004.04.13)以降急増した医療刑事裁判に対し、原因究明と再発の防止を図り、何としても現場を守らなければならないという想いから始まったものと記憶しております。この際に今一度この判例について考えてみたいと思います。

**医師法21条** 医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検査して異状があると認めた時は、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない(罰金は50万円)。

この都立広尾病院事件までは、医師が診療していた患者が医療過誤にて死亡した事案は、その法の趣旨から同条違反とされたことはありませんでした。本判例においては、医師法21条における検査の定義、自らの患者であるか、黙秘権が明確にされております。

**判決要旨** 1. 医師法21条にいう死体の「検査」とは、医師が死因等を判定するために死体の外表を検査することをいい、当該死体が自己の診療していた患者のものであるか否かを問わない

2. (前略)医師法21条の届け出義務を負うとすることは、憲法38条1項に違反しない(下線筆者)

同法が示すのは、検査をして異状があると認められた場合です。そしてこの判決では外表を検査することを検査とし、それ以外は法の要件とはなっておりません。しかし診療関連死も対象になることばかりが扇情的に取り上げられ、厚労省も国立病院などへの「リスクマネジメント作成指針」の中で施設長は医療過誤によるものとの疑いがあれば速やかに所轄警察署に届け出を行うとしてしまいました。

医師にのみ黙秘権を制限した2の部分は大いに疑問がありますし、また1の部分について求められるところを正しく理解することが重要と思われます。